つくばみらい市教育委員会告示第８号

つくばみらい市公立幼稚園運営検討会設置要綱を次のように定める。

令和　８年１０月２７日

つくばみらい市教育委員会




つくばみらい市公立幼稚園運営検討会設置要綱

（設置）

第１条　つくばみらい市公立幼稚園の統合を円滑に推進するとともに、預かり保育（延長保育）事業の導入に向けた検討を行うため、つくばみらい市公立幼稚園運営検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次に掲げる事項を検討する。

（１）　わかくさ幼稚園とすみれ幼稚園の統合に関すること。

（２）　預かり保育（延長保育）等の運営方針及び体制整備に関すること。

（３）　その他、公立幼稚園の設置運営に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　検討会は、委員１３人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

（１）　つくばみらい市公立幼稚園の教職員

（２）　つくばみらい市公立幼稚園の保護者を代表する者

（３）　識見を有する者

（４）　その他、教育長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する所掌事項が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、その補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　検討会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事における議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合、議長が決することによる。

４　検討会は必要があると認めた場合、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　会議は、原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（謝礼金）

第８条　委員（第３条第２項第１号に規定する委員を除く。）に対し、予算の範囲内において謝礼金を支払うものとする。

２　委員の謝礼は、１日につき６，０００円とする。

（庶務）

第９条　検討会の庶務は、教育委員会学校総務課において処理する。

（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

２　この告示は、第２条に規定する所掌事項が終了した日限り、その効力を失う。